

目次

1 手続きについて

- Q 1 更生医療の申請と判定依頼に必要な書類は？
- Q 2 自立支援医療(更生医療)意見書の参考様式は？
- Q 3 自立支援医療指定医療機関を調べるには？
- Q 4 身体障害者手帳と更生医療の同時申請は可能か？
- Q 5 判定依頼が遅れた。その後の対応は？
- Q 6 判定を受けたが、医療が延期になった。再度判定は？
- Q 7 受給者の転入・転出の場合は再度判定は必要か？
- Q 8 未記載の部分がある書類は？
- Q 9 意見書の様式が違うが申請可能か？
- Q 10 所持している手帳の障害とは異なる障害での更生医療を申請する場合の手続きは？
- Q 11 受給者証に複数の指定医療機関の記載は可能か？
- Q 12 重度かつ継続の対象とされている医療は？
- Q 13 重度かつ継続の対象医療の期間延長は？
- Q 14 育成医療を受けているが18歳になった。更生医療への継続の手続きは？

2 じん臓機能障害

- Q 1 じん臓機能障害4級の手帳を持っている方が、血液透析が開始となり程度変更の手続き中。更生医療の適用はいつから？
- Q 2 血液透析の判定を受けていたが、腹膜透析に医療方針が変更になった。この場合、改めて判定が必要か？
- Q 3 入院日と通院開始日がそれぞれ記載された場合、意見書の修正は必要か？
- Q 4 シェント手術(腹膜透析用のチューブの造設・抜去)は、更生医療の対象になるか？
- Q 5 シェント部分の炎症、血栓等に対する治療は更生医療の対象になるか？
- Q 6 腎臓機能の障害の原因となった糖尿病や高血圧などの疾病の治療は更生医療の対象になるか？
- Q 7 腎臓移植手術でドナー(提供者)の医療費は更生医療の対象にできるか？

3 肢体不自由

- Q 1 右膝の人工関節手術の判定を受けていたが、急遽左膝の手術を先に行うことになった。変更の手続きが必要か？
- Q 2 体幹機能障害の手帳をお持ちの方が、人工股関節の手術を受けることになった。この場合、更生医療の対象になるか？
- Q 3 両股関節機能障害6級(右股 軽度の障害、左股 軽度の障害)の手帳を持っている方が、右人工股関節の手術を受けることになった。更生医療の対象になるか？
- Q 4 人工関節手術で入院2か月間の判定を受けた方が1か月で退院し、通院でリハビリを受けることになった。この場合も継続して更生医療を適用してよいか？
- Q 5 義足を装着するための下腿断端部の形を整える手術は更生医療の対象になるか？
- Q 6 人工関節手術を行ったが身体障害者手帳の交付が間に合わなかった。交付後の入院、リハビリは対象にできるか？
- Q 7 更生医療意見書に「入院1か月、通院6か月」と記載されていたが、判定書では入院1か月となっていた。通院は対象にならないのか？
- Q 8 脊髄脊髄疾患の四肢に対するリハビリは更生医療の適用になるか？

4 免疫機能障害

- Q 1 免疫機能障害で薬物治療を受けている方が訪問看護を受けることになった。判定は必要か？

5 音声、言語、そしゃく機能障害

Q 1 歯科矯正治療の期間について